

○財務省告示第七十四号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十二年四月十九日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 国庫短期証券（第一百一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
九項、第九十四条第二項、第九  
十五条第一項、第三百三十六条第  
一項及び第三百三十七条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非

四 発行方法

争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非

振替単位	九	八								七	六								五							
	最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 争 入 札 発 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 争 入 札 発 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 競	非 争 入 札 発 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	募 入 決 定 の		
振替法の規定による振替口座簿	千 万 円				四 千 四 百 円	四 千 八 十 七 億 七 千 九 万	五 兆 二 千 四 百 五 十 三 億 七 千 五 百							額 億 面 金 額 で 四 千 八 十 九 億 円	額 億 面 金 額 で 五 兆 二 千 四 百 六 十九							込 募 限 度 の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込 み の 応 募 額 を 順 次 割 り 当 てる 。	各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り 当 てる 。	各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り 当 てる 。	価 格 競 争 入 札 発 行 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三							ロ			十 一	十 発				
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払	償 還 金 額			償 還 期 限	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 日			
平 成 二 十 二 年 四 月 十 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う 。	当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 二 十 二 年 七 月 十 九 日					十 六 銭 九 厘 六 毛	額 の 応 募 価 格 に つ き 九 十 九 円 九	十 六 銭 九 厘 五 毛 以 上 の そ れ ぞ れ	平 成 二 十 二 年 四 月 十 九 日	す る 。	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 面 金